

2 夜間対応型訪問介護サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
71	1111 夜間訪問介護 基本	イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 989 単位	989	1月につき			
71	1121 夜間訪問介護 定期巡回		定期巡回サービス費 372 単位	372	1回につき			
71	1131 夜間訪問介護 随時訪問		随時訪問サービス費() 567 単位	567				
71	1141 夜間訪問介護 随時訪問		随時訪問サービス費() 764 単位	764				
71	6136 夜間訪問介護24時間通報対応加算	24時間通報対応加算		610 単位加算	610 1月につき			
71	2111 夜間訪問介護	ロ 夜間対応型訪問介護費() 2,702 単位		2,702				
71	C201 夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 10 単位減算	-10			
71	C202 夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算 2			定期巡回サービス費 4 単位減算	-4			
71	C203 夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算 3			随時訪問サービス費() 6 単位減算	-6			
71	C204 夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算 4			随時訪問サービス費() 8 単位減算	-8			
71	C205 夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算	ロ 夜間対応型訪問介護費() 27 単位減算		-27	1月につき			
71	4111 夜間訪問同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算				
71	4112 夜間訪問同一建物減算2			同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
71	8000 特別地域夜間対応型訪問介護加算1	特別地域夜間対応型訪問介護加算		イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) 所定単位数の 15% 加算	1回につき			
71	8002 特別地域夜間対応型訪問介護加算2	ロを算定する場合		所定単位数の 15% 加算	1月につき			
71	8100 夜間訪問小規模事業所加算1	中山間地域等における小規模事業所加算		イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) 所定単位数の 10% 加算	1回につき			
71	8102 夜間訪問小規模事業所加算2	ロを算定する場合		所定単位数の 10% 加算	1月につき			
71	8110 夜間訪問中山間地域等提供加算1	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) 所定単位数の 5% 加算	1回につき			
71	8112 夜間訪問中山間地域等提供加算2	ロを算定する場合		所定単位数の 5% 加算	1月につき			
71	6133 夜間訪問介護認知症専門ケア加算 1	ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算()	3 単位加算	3 1日につき		
71	6134 夜間訪問介護認知症専門ケア加算 2			(二)認知症専門ケア加算()	4 単位加算	4		
71	6135 夜間訪問介護認知症専門ケア加算 1	(2)ロを算定する場合		(一)認知症専門ケア加算()	90 単位加算	90 1月につき		
71	6137 夜間訪問介護認知症専門ケア加算 2			(二)認知症専門ケア加算()	120 単位加算	120		
71	6112 夜間訪問サービス提供体制強化加算 1	ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算()	22 単位加算	22 1回につき		
71	6113 夜間訪問サービス提供体制強化加算 2			(二)サービス提供体制強化加算()	18 単位加算	18		
71	6114 夜間訪問サービス提供体制強化加算 3			(三)サービス提供体制強化加算()	6 単位加算	6		
71	6115 夜間訪問サービス提供体制強化加算 1			(2)ロを算定する場合		(一)サービス提供体制強化加算()	154 単位加算	154 1月につき
71	6116 夜間訪問サービス提供体制強化加算 2					(二)サービス提供体制強化加算()	126 単位加算	126
71	6117 夜間訪問サービス提供体制強化加算 3					(三)サービス提供体制強化加算()	42 単位加算	42
71	6111 夜間訪問介護処遇改善加算	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 245/1000 加算				
71	6109 夜間訪問介護処遇改善加算			(2)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 224/1000 加算			
71	6103 夜間訪問介護処遇改善加算			(3)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 182/1000 加算			
71	6380 夜間訪問介護処遇改善加算			(4)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 145/1000 加算			
71	6381 夜間訪問介護処遇改善加算 1			(5)介護職員等処遇改善加算()		(一)介護職員等処遇改善加算()(1)	所定単位数の 221/1000 加算	
71	6382 夜間訪問介護処遇改善加算 2					(二)介護職員等処遇改善加算()(2)	所定単位数の 208/1000 加算	
71	6383 夜間訪問介護処遇改善加算 3					(三)介護職員等処遇改善加算()(3)	所定単位数の 200/1000 加算	
71	6384 夜間訪問介護処遇改善加算 4					(四)介護職員等処遇改善加算()(4)	所定単位数の 187/1000 加算	
71	6385 夜間訪問介護処遇改善加算 5					(五)介護職員等処遇改善加算()(5)	所定単位数の 184/1000 加算	
71	6386 夜間訪問介護処遇改善加算 6					(六)介護職員等処遇改善加算()(6)	所定単位数の 163/1000 加算	
71	6387 夜間訪問介護処遇改善加算 7					(七)介護職員等処遇改善加算()(7)	所定単位数の 163/1000 加算	
71	6388 夜間訪問介護処遇改善加算 8					(八)介護職員等処遇改善加算()(8)	所定単位数の 158/1000 加算	
71	6389 夜間訪問介護処遇改善加算 9					(九)介護職員等処遇改善加算()(9)	所定単位数の 142/1000 加算	
71	6390 夜間訪問介護処遇改善加算 10					(十)介護職員等処遇改善加算()(10)	所定単位数の 139/1000 加算	
71	6391 夜間訪問介護処遇改善加算 11	(十一)介護職員等処遇改善加算()(11)	所定単位数の 121/1000 加算					
71	6392 夜間訪問介護処遇改善加算 12	(十二)介護職員等処遇改善加算()(12)	所定単位数の 118/1000 加算					
71	6393 夜間訪問介護処遇改善加算 13	(十三)介護職員等処遇改善加算()(13)	所定単位数の 100/1000 加算					
71	6394 夜間訪問介護処遇改善加算 14	(十四)介護職員等処遇改善加算()(14)	所定単位数の 76/1000 加算					
71	7201 基本夜間訪問 市町村独自加算1	基本夜間対応型訪問介護費()市町村独自加算(市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算	50			
71	7203 基本夜間訪問 市町村独自加算2			100 単位加算	100			
71	7205 基本夜間訪問 市町村独自加算3			150 単位加算	150			
71	7207 基本夜間訪問 市町村独自加算4			200 単位加算	200			
71	7209 基本夜間訪問 市町村独自加算5			250 単位加算	250			
71	7211 基本夜間訪問 市町村独自加算6			300 単位加算	300			
71	7301 夜間訪問介護 市町村独自加算1	夜間対応型訪問介護費()市町村独自加算(市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算	50			
71	7303 夜間訪問介護 市町村独自加算2			100 単位加算	100			
71	7305 夜間訪問介護 市町村独自加算3			150 単位加算	150			
71	7307 夜間訪問介護 市町村独自加算4			200 単位加算	200			
71	7309 夜間訪問介護 市町村独自加算5			250 単位加算	250			
71	7311 夜間訪問介護 市町村独自加算6			300 単位加算	300			

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
71	1112 夜間訪問介護 基本・日割	イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 989 単位	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	33	1日につき
71	2112 夜間訪問介護 日割	ロ 夜間対応型訪問介護費()	2,702 単位		89	
71	C207 夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算 1日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 夜間対応型訪問介護費() 10 単位減算		-1	
71	C206 夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算 日割		ロ 夜間対応型訪問介護費() 27 単位減算		-1	
71	8003 特別地域夜間対応型訪問介護加算2・日割	特別地域夜間対応型訪問介護加算	ロを算定する場合 所定単位数の 15% 加算			
71	8103 夜間訪問小規模事業所加算2・日割	中山間地域等における小規模事業所加算	ロを算定する場合 所定単位数の 10% 加算			
71	8113 夜間訪問中山間地域等提供加算2・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	ロを算定する場合 所定単位数の 5% 加算			
71	7202 基夜間訪問 市町村独自加算1日割	基本夜間対応型訪問介護費() 市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)	50 単位加算	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	2	
71	7204 基夜間訪問 市町村独自加算2日割		100 単位加算		3	
71	7206 基夜間訪問 市町村独自加算3日割		150 単位加算		5	
71	7208 基夜間訪問 市町村独自加算4日割		200 単位加算		7	
71	7210 基夜間訪問 市町村独自加算5日割		250 単位加算		8	
71	7212 基夜間訪問 市町村独自加算6日割		300 単位加算		10	
71	7302 夜間訪問 市町村独自加算1日割	夜間対応型訪問介護費() 市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)	50 単位加算		2	
71	7304 夜間訪問 市町村独自加算2日割		100 単位加算		3	
71	7306 夜間訪問 市町村独自加算3日割		150 単位加算		5	
71	7308 夜間訪問 市町村独自加算4日割		200 単位加算		7	
71	7310 夜間訪問 市町村独自加算5日割		250 単位加算		8	
71	7312 夜間訪問 市町村独自加算6日割		300 単位加算		10	